

全国統一行動日宣伝
 日時：3月9日(木)17時～
 場所：千葉駅東口

ちば労連
 ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第375号
 2023年
 2月21日

発行
 千葉県労働組合連合会
 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
 自治体福祉センター 3F
 電話 043 (225) 5576
 FAX 043 (221) 0138
 発行人 本原康雄 定価20円

第 375 号 URL 版 2023 年 2 月 28 日
 発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
 電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
 発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

平和主義壊す大軍拡・大增税ストップ

物価高や軍事費増が及ぼす生活破壊

「戦争か平和か」

いま日本は、「戦争か平和か」の歴史的岐路に立っています。物価高の国民生活を無視し岸田政権は、国家安全の名のもと、防衛費を増加させ、国民生活を厳しいものへと転換させる準備をすすめています。

政府は、昨年 12 月 16 日に「安保 3 文書」を閣議決定しました。「安保関連 3 文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）」は、他国に直接の脅威を与え、先制攻撃も可能な「軍隊と武器」（敵基地攻撃能力）を持つとするものです。

安保法制により、実施可能とした集団的自衛権行使を、自衛隊の装備や体制の面から実施可能にするものです。

「安保 3 文書」の大ウソ

「3 文書」は「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない」とのべています。

しかし、軍事費が GDP 比 2% 以上となれば、日本は、世界第 3 位の軍事大国になります。敵基地攻撃能力の保有の名のもとに、トマホークなど他国の本土を攻撃できる長射程ミサイルなどを取得しようとしています。敵基地攻撃能力を持つことで、「抑止力」が高まるとのべていますが、「抑止力」とは、他国に対して脅威を認識させることによってはじめて成り立つものです。他国に脅威を与える基地攻撃能力を保有するというのが本質で、「3 文書」が目指すものは、「専守防衛」の完全な放棄と言わなければなりません。



新春大軍拡・大增税に反対する宣伝行動

岸田政権は、敵基地攻撃能力の保有について「自分の国は自分で守る」ためのものと言っていますが、

重大な危険は、集団的自衛権を発動するもとの敵基地攻撃です。安保法制では、日本が武力攻撃を受けていないもとも、米軍が始めた戦争を日本の「存立危機事態」と認定すれば、相手国領域に対して敵基地攻撃能力を使って攻撃を行う。その結果、相手国からの甚大な報復攻撃を受けることとなります。「日本を守る」どころか、日本を全面戦争に巻き込むのが、「3文書」の帰結です。

署名をはじめ諸行動を全体的に進めていきたいと考えています。

大軍拡許さない各組織の決意

千葉土建

軍事費にお金を使うな

資材や燃料の高騰で私たちの仕事と暮らしは極端に追い詰められています。公共工事の設計労務単価は 11 年連続値上がりし、単価の差は広がるばかりです。組合員の平均年収は 458 万円で、25 歳未満の大工さんは県内に 560 人です。軍事費にお金を使っている場合ではありません。

自治労連

二度と赤紙は配らない

先の大戦で国民を戦争に動員した痛苦の思いで、「二度と赤紙は配らない」と運動してきました。閣議決定は、戦争の危険を劇的に強めるもので、再び、国民を戦争に向かわせることになりかねません。軍拡を国民生活の犠牲で進めることは認められません。

福祉保育労

子ども達に平和を

保育園の職員は、日々、子ども達の健やかな発達と成長のために、安心・安全な環境で学んでほしいと思っています。軍事使用の航空機が飛ぶ場所は安全とはいえません。また、税金を戦争に使うことは、論外で、将来子ども達が平和に暮らせる世界をこれからも守っていきたくです。

農業労連

軍事費より食料自給率を上げろ

食料自給率 38%の日本は、大軍拡に 5 年間で 43 兆円使うなら、危機的な酪農と農業に国が援助をすべきであり、国民の命と財産をまもる食料安全保障が大事です。「国内に酪農や農業があることが安全保障の要であり希望の光」です。



積極的に署名への記入

プロジェクトチーム結成

最低賃金全国一律1500円に向け



労働局へ最賃再改定の要請

の懇談』、『千葉労働局要請』、4～7月中に『千葉県最賃1500円署名推進』、7～8月中に『千葉県地方最低賃金審議会へ意見陳述』が予定されています。また、最低生計費調査の実施にむけて準備も進める予定です。

最低賃金は「ただ生きるための最低限」に必要な額ではなく、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営むため」の最低賃金でなければなりません。全労連の最低生計費試算調査では、25 歳単身者が人間らしく暮らすためには、全国どこでも 1500 円（月額 23 万円）が必要という結果が出ています。社会的な運動へ広がり、世論を動かせるような、最低賃金全国一律 1500 円に向けての取り組みを今後も機関紙で紹介します。



政府は新型コロナウイルス対策本部で 3 月 13 日からマスクの着用は屋内外問わず、基本的に個人の判断に委ねることを決めた。そして、高齢者施設や満員電車などはマスク着用を勧めるが、普段のマスク着用を求める感染対策は終わる▼文部科学省が 4 月 1 日以降、教職員と児童生徒は基本的に着けないとし、基礎疾患などの事情でマスク着用を希望したり、健康上マスクを着けられない児童生徒もいるとし、着脱を強制しないように求めた▼新型コロナウイルス感染拡大の影響で、3 年間、組合も定期大会、各種の会議の開催をオンラインで行いました。そして、直ぐに元に戻せないの、少しずつ着実に頑張ってください。

【2面】

1 月の千葉労連常任幹事会で、最低賃金全国一律 1500 円に向けて、プロジェクトチームの結成が確認され、『千葉土建・自治労連・全国一般・医労連・県国交・コープネットグループ労組』などを中心に、2 月 14 日、第 1 回会議が開催されました。会議の名称を『最賃プロジェクト会議』とし、今年度中の取り組みとして確認されました。

その後、千葉労連矢澤事務局長から 2 月 2 日に千葉労働局に提出した「2022 年度内最低賃金額再改定の要請」の取り組み報告がされました。

プロジェクトの今後の予定は、2～3月中に『中小企業と



地域から春闘要求の実現に向けて

23春闘 各地域からの行動開始

千葉労連は 23 春闘方針で 2 月を地域総行動月間として提起。各地域で宣伝行動や地域の団体訪問、学習会が開催されました。地域総行動は全労連と千葉労連運動への共同を広げ、地域の独自要求実現を求める幅広い運動を、地域の諸団体に呼びかけることを目的に毎年開催しています。

君津・木更津地域

春闘ビラ近隣配布

2 月 5 日を君津地域春闘ダッシュ日とし、学習し、終了後参加者に春闘チラシを渡し、近隣に配布しました。講師の千葉労連矢澤事務局長から「99%は貧困者だ。組合は要求で団結し、学習して要求実現のために行動しよう」との話がありました。

参加者からは「コロナ禍で、保健所職員や医療関係者は長時間労働で、労働組合運動が活性化しない」などの発言がありました。

3 月 8 日の春闘集中回答日に向け大幅賃上げ、要求実現の行動と地区労連のなかもづくりを進めていければ、と決意しました。



地域学習会の様子

市原地域

商工会議所へ要請

2 月 15 日、15 時から勝議長、佐藤事務局長、箭川事務局次長で市原商工会議所を訪問しました。部長から「購買力の低下により地域の経営が厳しい」などの話がありました。また、市役所も担当者との懇談が出来ました。17 時からは五井駅で駅頭宣伝をし、チラシ、ティッシュ配布、賃金引上げの声を訴えました。

市川・浦安地域

市川駅で署名宣伝

2 月 16 日、正午から市川浦安労連の議長・副議長と土建市川支部、全日本年金者組合市川浦安支部・明乳支部の 12 人で駅前宣伝を行いました。岸田政権による大軍拡や社会保障切り捨てに対する抗議や年金引き下げ違憲訴訟の取り組みの展望、最低賃金法の改正などを訴えました。保団連・年金者組合と全労連のビラを入れたティッシュペーパーの受け取りが良好でした。

また、年金者組合が用意した 3 つの署名に合計 15 筆が集まりました。

共済の魅力を広げよう!春の拡大月間

2/19・20 第12回共済拡大全国交流集会

コロナ禍で支払総額 27・8 億円

3 年間に渡る新型コロナウイルス感染症においては、これまで特例対応給付を実施し、全労連共済・推進協全体 22 年 12 月時点で 4 2 1 4 5 件、支払総額 27 億 8 1 4 4 万円にも及ぶ共済金支払いを実施しました。「組織共済の加入を知らず給付され感謝」、「セット共済に加入しすぐにコロナにかかった。本当に共済に入っていて良かったと実感。組合のなかまにも勧めたい」などの声も寄せられ、多くの組合で共済の役割が発揮されています。

物価高騰が続き、生活が一層厳しくなる中で、損保の火災保険が昨年 10 月より改定され、保険料の大幅値上げがされました。全国平均 10・9%上げると発表され、値上げは直近 4 年間で 3 度目となり引き上げ幅も過去最高となっています。全労連共済がお得です。

その一方で、全労連共済は、組合員の要求に応じて 23 年 1 月からの火災共済での地震等共済金の制度を開始しました。火災共済の掛金の安さや魅力ある保証へ関心が広がっています。また、台風・豪雨などによる風水害に対する保障拡充の制度改善への検討も進めています。



参加者からの感想発表の様子

第 2 の賃上げ

大幅賃上げは、私たちが生計費原則に立った要求と統一闘争がなければ勝ち取れません。一方、労働組合は、組合員どうしの助け合いとして、「共済」は安い掛金で大きな保障を実現することで民間保険料を削減でき、可処分所得を増やし生活改善につながる「第 2 の賃上げ」としての共済の魅力を広げましょう。

23 春闘では物価高騰と民間保険料も上がり、「共済」の訴えは、これまで以上に組合員とその家族に響く内容になっています。

労働相談一ヶ月

～傷病手当金・失業給付・労災請求～

Q 職場でパワハラを受け、気分障害で休職して 7 カ月がたちます。この間、傷病手当金を受給しています。毎月、会社とやり取りすると体調が悪くなるので、退職しようと考えています。しかし、パワハラを受けての退職なので、会社都合にしてもらいたいと思い、会社に申し入れようと考えています。ただ、会社とやり取りすると体調が悪くなるのでどうすればいいか悩んでいます。40 代男性の相談です。内容から休職期間中に、どんな補償制度の適用があるのかを確認し、制度を利用しながら、健康を回復し就労可能になる方法と考え対応しました。

第 1 に職場のパワハラでメンタル不調になった場合、労災補償の請求ができることを話し、検討しました。第 2 に、会社都合でやめたいという話を検討し、離職票に会社都合と書いてもらい、雇用保険の失業給付を申請することを考えているとの話なので、傷病手当金と失業給付は同時に受けられない制度の違いを確認しました。第 3 に、健康を回復するために、主治医はどのような見通しを持っているのか

聞きました。

最終的に、退職すると会社とのやり取りがなくなり、治るのではという話を主治医はどのように判断しているか聞くと、主治医と就労可能になるための治療上の話し合いを全くしていないことがわかり、問題解決の柱を健康を取り戻す方法に絞りこみ、退職はいつでもできることを話しました。

そこで主治医ときちんと話す内容を確認して、主治医と話し合いの後、再度電話または面談での相談をすることになりました。なお、労災請求する上でも、主治医の意見は重要と伝えました。【中林】